

防犯灯の電気料の不足が見込まれるため。

○地域防災対策費

42万2千円

白浜地区の同報無線支局の経年劣化による修理が必要となつたため。

○稲梓財産区管理会委員選挙事務

249万4千円減額

稲梓財産区管理会委員選挙が無投票になつたため減額するもの。

○柿崎財産区議会議員選挙

189万1千円減額

柿崎財産区議会議員選挙が無投票になつたため減額するもの。

○社会福祉総務事務

125万4千円減額

職員人件費140万3千円の減額と日本赤十字社からの車両寄贈に伴う諸費用の追加によるもの。

○学校教育課

71万6千円減額

公立保育所入園児童数の減に伴う賄材料費の減額、淨化槽保守点検委託料、遊具

○公立保育所運営事業

188万3千円

建設地が確定せず、地質調査業務委託の着手が見込

○生涯学習課

250万円減額

建設地が確定せず、地質調査業務委託の着手が見込

○公民館管理運営事業

188万3千円

今年度譲与予定の落合公民館・八木山公民館の修繕

○中学校管理条例事業

105万2千円

各業務委託料契約差金の減額と4中学校の消防設備関係修繕料、稻生沢中学校屋内運動場壁修繕料、消防器購入費、また新たに稻生沢中学校に特別支援教室を開設するための整備工事費。

○放課後児童対策事業

22万4千円減額

下田小学校・稻生沢小学校における放課後児童クラブ空調機器設置工事契約差金。

点検業務委託料入札差金の減額。

○民間保育所事業

708万7千円

民間保育所2園の入所児童の増によるもの。

○放課後児童対策事業

22万4千円減額

下田小学校・稻生沢小学校における放課後児童クラブ空調機器設置工事契約差金。

○中学校管理条例事業

105万2千円

各業務委託料契約差金の減額と4中学校の消防設備関係修繕料、稻生沢中学校屋内運動場壁修繕料、消防器購入費、また新たに稻生沢中学校に特別支援教室を開設するための整備工事費。

○給食センター建設事業

250万円減額

建設地が確定せず、地質調査業務委託の着手が見込

○生涯学習課

250万円減額

建設地が確定せず、地質調査業務委託の着手が見込

○公民館管理運営事業

188万3千円

今年度譲与予定の落合公民館・八木山公民館の修繕

○中学校管理条例事業

105万2千円

各業務委託料契約差金の減額と4中学校の消防設備

○放課後児童対策事業

22万4千円減額

下田小学校・稻生沢小学校における放課後児童クラブ空調機器設置工事契約差金。

○中学校管理条例事業

105万2千円

各業務委託料契約差金の減額と4中学校の消防設備

○放課後児童対策事業

22万4千円減額

下田小学校・稻生沢小学校における放課後児童クラブ空調機器設置工事契約差金。

○中学校管理条例事業

105万2千円

各業務委託料契約差金の減額と4中学校の消防設備

○放課後児童対策事業

22万4千円減額

下田小学校・稻生沢小学校における放課後児童クラブ空調機器設置工事契約差金。

産業厚生常任委員会

常任委員会

◎下田駅前広場等徴収条例の一部を改正する条例は現在駅前広場を使用しているタクシー会社が東日本大震災の影響や、河津の駅前広場と比較しても、高額であるからと、占用料の半額減額を要望されていましたが、駅前広場は近い将来に大規模な改修が見込まれているため、基金収入の確保をしたいとの事で、今回は25%の減額改正となりました。

◎下田市漁港管理条例、下田市道路占用料等徴収条例、下田市海岸保全区域管理条例、下田市普通河川条例の各条例の一部改正は、県の条例が地価の下落とともに見直されたため、公正な県条例にともなつて下田市の条例も一部改正されました。

◎下田市漁港管理条例の修正は、条例の一部に重複していると思える箇所があつたため、より市民に分かりやすくするため一部削除するよう修正されました。

下田市漁港管理条例の修正は、条例の一部に重複していると思える箇所があつたため、より市民に分かりやすくするため一部削除するよう修正されました。

正可決は、条例の一部に重複していると思える箇所があつたため、より市民に分かりやすくするため一部削除するよう修正されました。

一般会計補正

全体的に浄化槽管理の入札が予算より大幅に下回ったための補正があります。

協会へ6月議会で補正され400万円、観光施設への入場料半額割引券配布は、観光客への配布方法の見通しの甘さなどがあり、240万6千円の差額が返金されました。外ヶ岡交流館は国道より進入する道路の新設は県の許可がおりずに取りやめになり、250万円

額を要望されていましたが、駅前広場は近い将来に大規模な改修が見込まれているため、基金収入の確保をしたいとの事で、今回は25%の減額改正となりました。

協会へ6月議会で補正され400万円、観光施設への入場料半額割引券配布は、観光客への配布方法の見通しの甘さなどがあり、240万6千円の差額が返金されました。外ヶ岡交流館は国道より進入する道路の新設は県の許可がおりずに取りやめになり、250万円</